



学校教育の現状や学力問題などの課題を把握し、改善などに役立てるため、全国の小中学校の小学6年生、中学3年生を対象に「全国学力・学習状況調査」が実施されました。坂城町の小学校の調査結果をお知らせします。

調査実施日 令和3年5月27日 対象者 町内3小学校の6年生
調査内容 【実施教科】国語、算数 【内容】「知識」と「活用」を一体的に問う問題

教科に関する調査結果

全問平均正答率は国語が全国、県を下回り、算数が全国、県をやや下回りました。



生活習慣や学習習慣に関する調査結果

下表のとおりで、全国と比較すると多くの項目で良好な結果となっています。

- ・生活習慣 「毎日朝食をとる」などの基本的な生活習慣については、良好な結果です。
- ・余暇利用 全国と比べて同程度の結果です。
- ・地域とのつながり 全国と比べて大変良好な結果が出ています。
- ・学習習慣 家庭での学習習慣について課題があります。

生活習慣や学習習慣などに関する調査の主な結果

区分	質問	「はい」と回答した割合(%) ※()内は元年度	全国の割合(%)	全国との比較
生活習慣	朝食を毎日食べていますか。	97.9 (97.1)	94.9	やや上回りました
	毎日同じくらいの時刻に起きていますか。	93.8 (90.6)	90.4	やや上回りました
余暇利用	平日に30分以上読書をしていますか。	37.6 (40.4)	37.4	同程度でした
地域とのつながり	地域の行事に参加していますか。	54.2 (56.1)	26.7	上回りました
学習習慣	家で、自分で計画を立てて勉強していますか。	67.7 (71.2)	74.0	下回りました
	平日2時間以上勉強していますか。	20.8 (22.3)	26.9	下回りました

町教育委員会では、この調査結果を踏まえ、児童生徒全体の課題解決と学力向上に向けた施策の立案・実践に向けて検討を行い、今後の指導改善に活かしていきます。

◎問い合わせ先 教育文化課学校教育係 ☎82-3111 (内線 253) 直通 75-6209

■支給対象者

児童扶養手当の支給要件に該当している児童を監護等している方であって、次の **1** または **2** のいずれかに該当する方

- 1 公的年金などを受給していて、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 - ★「公的年金など」とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
 - ★児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

■支給額

児童1人あたり5万円

■申請方法

申請書及び添付書類を福祉健康課へ提出してください。

■申請期限

令和4年2月28日(月)

すでに、「ひとり親世帯以外分の子育て世帯生活支援特別給付金」を受給している方は、本給付金は受給できません。

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、児童1人につき一律5万円の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を支給します。

◎問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111 (内線 136) 直通 75-6205